

公務労働者の賃金・労働条件の改善を求める署名

人事院総裁 一宮 なほみ 殿

公務労働者の賃金は、2012年4月から2年間にわたって平均7.8%もの削減が「給与改定・臨時特例法」によって押しつけられてきました。また、本年4月からは「給与制度の総合的見直し」によって平均2%、高齢層においては最大4%の賃下げが実施されています。

このような公務労働者への賃下げは、公務労働者の生活を悪化させるばかりか、民間労働者の賃下げにつながり、地域経済をいっそう疲弊させ、地域間格差を拡大することにつながる点できわめて重大です。

景気回復のために、労働者の賃上げが求められるなかで、公務員賃金の社会的影響力を考えれば、積極的に改善していくことが求められます。

また、常勤職員と同様の仕事をしていても処遇が劣悪な臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善、均等待遇の実現は急務です。さらに、初任給の改善、年金支給まで生活維持が可能な再任用職員の賃金水準の確保、長時間・過密労働の是正などは待たなしの課題であり、働きがいのある職場をつくるためにも、人事院の役割発揮がきわめて重要です。

労働者・国民が安心して働き暮らせる社会を実現するとともに、良質で安定した公務・公共サービスを提供するためにも、15年人事院勧告において以下の要求を実現するよう求めます。

【私たちの要求】

1. 賃金の大幅引き上げをはじめ、公務労働者の生活と労働実態に見合う労働条件の改善をおこなうこと。
 - ① 初任給を大幅に引き上げること。
 - ② 高齢層の賃金抑制は中止し、生活改善や意欲向上につながる賃金改善をおこなうこと。
 - ③ 雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢を65歳とすること。
 - ④ 再任用職員の賃金は、生活維持が可能な水準に引き上げること。
 - ⑤ 臨時・非常勤職員の雇用の安定と均等待遇をはかり、当面、賃金の時間額を最低1,000円以上に引き上げること。
 - ⑥ 職務給の原則にもとづき、賃金の地域間格差を是正すること。
2. 長時間過密労働の是正、超過勤務の縮減にむけ、実効ある対策をはかること。
3. 実効あるメンタルヘルスやハラスメント対策をおこなうこと。

氏 名	住 所